社会福祉法人群馬県社会福祉協議会

自動車任意保険契約 仕様書

１ 業務名

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が使用する自動車の任意保険（フリート契約）

２ 保険期間

令和７年９月１日午後４時から令和８年９月１日午後４時までの１年間

３ 対象車両

本会が使用する自動車１８台

※詳細は自動車検査証（写）を確認すること。

４ 支払方法

請求書による口座振込

５ 支払日

保険始期翌月の所定払込日

６ 自動車損害保険の条件

（１） 年齢制限 　　　全年齢担保

（２） フリート適用料率 　フリート割引率４２％

（３） 車両保険 　　　一般補償（免責無し）

（４） 対人賠償 　　　無制限

（５） 対物賠償 　　　無制限（免責無し）

（６） 人身傷害 　 　　　３,０００万円／１名（契約車に搭乗中のみ補償）

（７） 無保険者傷害 　　 ２億円／１名（契約車に搭乗中のみ補償）

（８） 搭乗者傷害 　　２,０００万円／１名

　　　　　　　　　　　　　入院１日につき７，５００円

　　　　　　　　　　　　　通院１日につき５，０００円

（９）ロードアシスタンスサービスを利用できること

・事故・故障・トラブルにより自力走行不能となった場合の現場から修理工場等までのレッカーけん引・搬送の業者手配

・バッテリー上がり（ジャンピング等）

・キー閉じ込み、盗難または紛失（ドアの開錠）

・タイヤのパンク（スペアタイヤ交換）

・ガス欠

・その他（30分以内の現場での応急作業）

（10）その他

・自動車検査証（写）は入札参加申請書を本会に提出後、入札参加資格確認結果を通知する際に情報提供する。

・個々の自動車の性能及び機能（装置）による割引ができる場合は、各種割引を適用すること。

・無償で付帯する特則がある場合は付帯させること。